平成18年６月28日条例第83号
改正平成19年３月31日条例第80号
改正令和８年３月26日条例第１号

延岡市行財政改革推進委員会条例

（設置）

第１条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項の規定に基づき、延岡市行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　委員会は、市長の諮問に応じ、行財政改革に関する事項について調査及び審議を行う。

２　委員会は、前項の調査及び審議を行うほか、市長の求めに応じ、行財政改革の推進状況について意見を述べることができる。

（組織）

第３条　委員会は、委員16人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（１）　識見を有する者

（２）　関係団体の代表者

（３）　市民の代表者

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

２　会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、会長が招集し、議長となる。

２　委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

３　議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、総務部において処理する。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（延岡市行財政調査会条例の廃止）

２　延岡市行財政調査会条例（昭和50年条例第16号）は、廃止する。

附　則（平成19年３月31日条例第80号）

この条例は、公布の日から施行する。